

ARP に関して

フィリピン入国管理局の最新のお知らせに基づき、ビザ延長を申請する外国人は Alien Registration Program (ARP) の出席手続きが義務化されました。(添付資料 1)
(ARP を簡単に申し上げますと、移民局に出席して本人確認のための顔認証と指紋認証などの手続き作業となります。)

* 従来制度との比較

変更前) 59 日以上滞在する生徒は ARP 手続きが必要

変更後) 5 週間以上滞在し、実際にビザ延長を申請する生徒は ARP 手続きが必要 (今週より)

つきましては、下記のように内容をまとめて共有いたしますのでご査収ください。
渡航前の生徒様へも事前にお知らせいただきますようお願いいたします。

1. ARP 出席手続きが必要な生徒

ARP 出席手続きが必要となる生徒は以下の通りです。

- 5 週間以上滞在し、ビザ延長を申請する生徒
- 短期プログラムで登録後、滞在期間を延長し、ビザ延長の申請が必要となった生徒
- 登録期間上、入学時点ですでにビザ延長が必要となることが想定される新入生

2. ARP 出席手続きが不要な生徒

以下の生徒は ARP 出席手続きが不要です。

- 4 週間以内滞在中で、ビザ延長が不要な生徒
- 滞在中にビザ延長を行わない生徒

3. ARP 手続きの流れ

登録期間上、ビザ延長が必要となることが想定される新入生については SSP 発行前に ARP 出席手続きを完了する必要があります。

これにより、後日のビザ延長手続きがスムーズに進められます。

- ARP 出席手続きは初回 1 回のみ必要です。一度完了すれば今後のビザ延長申請時に再度出席する必要はありません。

4. ARP 対応可能スケジュール

ARP 手続きは、水曜日から金曜日まで対応可能です。

弊社にて ARP のスケジュールを調整し、対象となる各生徒へ個別にご案内いたします。

* ポイント

- 1) ビザ延長が不要な 4 週間コースの生徒：ARP 不要
- 2) 5 週間以上滞在し、ビザ延長を申請する生徒：ARP 必要
- 3) 短期プログラムで登録後、滞在期間を延長し、ビザ延長が必要となった生徒：ビザ延長申請前に ARP 手続きが必要
- 4) ARP 出席手続きは初回 1 回のみ必要